

いずみ

練馬西法人会
新会員募集

《問い合わせ》
事務局 TEL03-3923-7272

2018

春

Spring

vol.110

特集

NEW

座談会

平川伸一税務署長

高橋利充会長

荒井秋海広報委員長

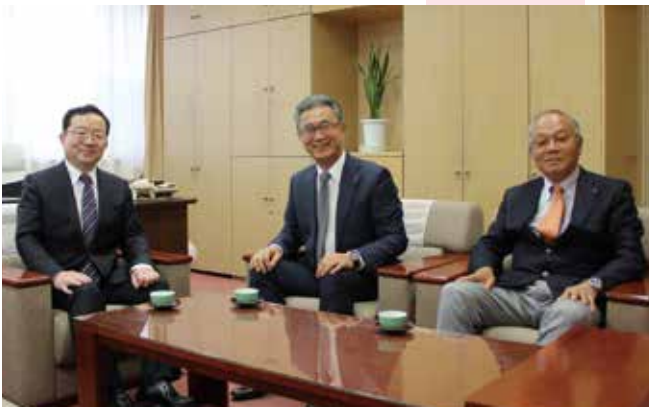
ローレライ(洋菓子店)
谷川 範子さん

C O N T E N T S

■ 座談会	2
■ 税務署からのお知らせ	5
■ 都税事務所からのお知らせ、税理士会ニュース	6
■ 東法連退職金制度のお知らせ	7
■ 社長さんこんにちは	8

■ 税の漫画講座	10
■ 支部・部会・委員会活動報告	12
■ お知らせ、編集後記	15
■ 故事成語、東法連女連協会会長賞受賞、 表紙の人	16

練馬西税務署にて座談会 2017.11.28(Tue)



練馬西税務署にて、平川署長との座談会を行い練馬の印象やご趣味・お考えなどを伺いました。

写真 (左) 平川伸一税務署長
(中央) 高橋利充会長
(右) 荒井秋海広報委員長

若くて活気のある街

荒井広報委員長

座談会は初めての試みで、今後も続けていこうと思っております。どうぞ宜しくお願い致します。最初にお伺いしたいことは、着任されて練馬についての印象はいかがですか？

税務署長

最初に感じましたのは、「若くて活気のある生活の街」ということでしようか。

高橋会長

確かに、子育てしやすい街ということで、練馬区が「二十三区の中で一番子育てがしやすい街」という評価がありましたね。

荒井広報委員長

高橋会長は根っからの練馬の人間ですよ。

高橋会長

南大泉で江戸の初期からですが、周りは本当に畑ばかりでした。練馬は板橋区から独立して七十年。ここ十年くらいから減茶苦茶に速いスピードで変化しているのを感じます。

荒井広報委員長

西武線は私鉄の中でも本当に素晴らしい私鉄になっていますが、武蔵野鉄道と称している頃は尿尿を運んでいたようですね。それほどその当時は肥料も必要としておりまして、それが、今の西武鉄道の前身だったとご年

配の方にお聞きしましたね。

税務署長

ふるさと記念館で練馬独立七十年の展示を見させていただいたのですが、昭和三十年代四十年代から急速な変貌を遂げていて、この辺りがこうだったのかなどと思いながら楽しく拝見しました。

コンサートと温泉が趣味

荒井広報委員長

署長はこちらにお出でになりますして、休日の過ごし方などはいかががされているのですか？

税務署長

オーケストラの会員券を買っております。月一回はコンサートに、というのが決まった行動です。後は、ドライブで温泉に一泊出来ればしたいな、と。温泉に行くようになったのは、元々は山に登っておりまして、春先は奥多摩とか秩父の山に登って、身体をなんとか作って、夏には北アルプスというのを二十数年位はやっていたので、花粉症が悪化してしまっていて、春先から初夏まで山に登れなくなっています。山に登らなくなったのでそのまま温泉に入るだけという、やたらに楽だけをするような、そんな事が多くなってきましたね。

荒井広報委員長

ご出身はどちらなのですか？

税務署長

神奈川県の大井町です。肌の色が白くてですね、夏に毎日泳いでいても九月になると白く戻ってしまっていて、「お前はここの夏に泳がなかったのか」と言われるのが嫌でした。高橋会長 本当に良いご趣味ですね。見習いたいなと思います。ぜひ委員長も。

申告納税制度は財政の根幹

荒井広報委員長

私も宇都宮の方ですから、自然の中で魚を獲ったり川で遊んだりしましたね。あ

条件にもよくありましたから、企業に入るのハードルが高かったという事で、あまり積極的ではありませんでした。

高橋会長

私も就職する時のきっかけは、私は大学の門から、入社した会社の門まで五十メートルだったので、「この会社に行こう」と安易でした。その会社に十七年間お世話になりました。

色々廻って練馬に選ばれてきた

荒井広報委員長

官吏として三十年もやられていまして、国の中枢に携わって、責任感と言うか、自覚された事はございましたか？

税務署長

一番印象的だったのは、ちょうど財務省の国際局という所にいた時の事を思い出します。外国為替の関係で、アジアの通貨危機のあった直後で、アジア各国と意見とか情報を交換したことでしょうか。今ではアジアの主要国の間では、通貨危機が起きそうになるとそれを未然に防止する為に、お互いにお金を短期的に融通し合う様な制度が確立していますけれども、そういうものをちようど作るうという機運があった頃で、とにかく制度の地ならしとして、相手の国の所に行つて、経済情勢等の意見を交換しようじゃないかという事で、アジアの各国を色々回りました。もちろん私はスタッフ的な立場でしたけれども、現地の人達と意見を交換してお話を伺っている時には、やはり一歩でも二歩でも貢献出来たという充実感がありましたね。

高橋会長

日本から出て色々な国の方々とお話をすると、同じ事を話していても考え方もみんな違いますし、人と話をして何か物を作っていく楽しみみたいなものは凄く味わえるのではないかと思います。

税務署長

外国のそういう様な事を思った上で日本に目を向けると、それぞれの地域があり経済があり産業も違う物があり、それぞれ面白いなあと。何力所か国内にも出向したりしてい

ましたけれど、それで今回は練馬に来たという事で、練馬というのは本当に国内でもこういう状況にある、ある意味では潜在力の大きい、選ばれた所の一つなのではないかなという気持ちは致しました。

外国に依存しない程度の国債

荒井広報委員長

日本の赤字国債については、関心はお持ちですか？

税務署長

現在は日本国内の貯蓄で国債が買われていますけれども、アジア通貨危機の時の各国が、ギリシャの様に対外的な赤字を抱える様な



所まで行つたら、やはり何か危機が起きる度に国民の生活が何割か切り下げられるみたいな事が起きるので、こうしたことがない様にやっていかないといけないのではないかなと思います。カナダとかオーストラリアの様な国というのは、国際収支が長い年月赤字を続けて、それでもやっています。しかし、微妙なバランスに乗っかるよりは、対外から借り入れが増えない範囲で徐々に赤字を解消させていかないと、子々孫々の代まで生活の切り下げがある様な事が起きてはいけないと思います。

荒井広報委員長

中国はアメリカの国債を一兆三千億ドルですから百何十兆円も持っている。

のどこかは、今はあるのかな、とは思いますが。署長は財務省と大蔵省に三十年間おられまして、着任されてからのギャップという点ではどの様にお考えですか？

税務署長

大蔵省や財務省の当時は、財政に関係する、かなり周辺の業務まで含めて、幅広い仕事を数人のラインでやっておりましたので、そういうバラエティーと言いますか多様な仕事を一つ終えるとともにこの仕事もやって、という様な形でやってきたんですけど、今度税務署にやって来ますと、財政の中でも徴税によって歳入を確保するという財政の一番根幹になる部分ですので、それを確実に公正に的確にやっていくという形で、納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する。みんなが築いてきた申告納税制度を、きちっと機能する様に発展させていかなければならないという一番根幹の仕事になっており、色々な事が全て一つの目標に向かっていきますので、そういう意味では非常に王道の仕事と申しますが、しっかりと一つの方向の有る仕事だと感じております。

荒井広報委員長

素朴な質問になりますが、志とか何かお有りだったのでしょうか。

税務署長

私は、実は文学部でフランス文学をやっております。その世界で少しでも仕事が出来るとも思っていたのですが、時代と申しますか自分に流されてですね、好きなことをやっていたものから、このままだといけないなど。社会人として何かやっていこうと思つた時に、たまたま国税専門官の採用試験の説明会が学内であったものから、それを見て、少し外回りがある様な仕事だったら出来るかなと。それに普通に会社を巡っても、昔は企業も法律、経済、商学部に限るとい様なのが採用

税務署長

日本の国債の安定性を保つという意味では、海外の人に円を使つて貰ったり、円の資産を持つて貰う事は大事だと思いますので、対外的なお金が無ければ生きていけないという依存する様な事にならないければ良いのだと思います。日本はもつと自由な貿易の体制を作つて、お互いに利益を得ていく事の方が大事だと思います。

税務署長

話は代わりますが、高橋会長は法人会会長として二年目になっておられるという事で、今後の目標みたいな物を伺えたらと。

高橋会長

法人会としては二十五年を過ぎまして、丁度転換期に来ているのかなと思っております。出来た当時はバブルの影響もあつて、数の論理で物事をやっていたという時代だったように思いますが、今では会の有り方も大分変わってきています。総会でお話ししましたが、三つの方針を出させていただきました。一つは、『会員の顔の見える法人会にしていきたい』という事です。会員誰もが会に出てくれば誰かを知っている、法人会という会の事も解つて、充分に利益を共有出来る、という会にしていきたいのです。二つ目は、『広報力の強化』をテーマにしています。我々は納税制度をバックアップする団体なのですが、同時に経済団体でもございいます。法人会以外の方々にもPRしていきたい、というのが二つ目です。三つめは、支部、委員会等に分かれて色々な事をやっておりますけれど、連携と言うのがどうも薄いように思っています。『総合力を活かして、法人会のスケールメリットを活かしていきたい』というのが、三つの方針です。来年までにはそれなりの成果は収めたいと思っております。

練馬西税務署からのお知らせ

平成30年度税務職員募集

Pride of the Specialist

～公平な世の中を創る、志～

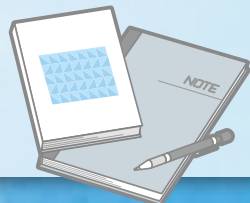
適正・公平な課税の実現を、我々と一緒に
目指してみませんか。

税務職員とは、国税局や税務署において、税務のスペシャリストとして法律・経済・会計等の専門知識を駆使して適正な課税を維持し、また、租税収入を確保するための事務を行います。

記

- ◇**受験資格** (1) 平成30年4月1日において高等学校又は中等教育学校を卒業した日の翌日から起算して3年を経過していない者及び平成31年3月までに高等学校又は中等教育学校を卒業する見込みの者
(2) 人事院が上記(1)に掲げる者に準ずると認める者
- ◇**申込手続** (1) 申込方法
インターネット申込み
人事院ホームページ上の申込専用アドレスをご利用ください。
[<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>]
(2) 受付期間
平成30年6月18日(月)9時～平成30年6月27日(水)[受信有効]
(3) 受験案内交付期間
平成30年5月8日(火)～平成30年6月27日(水)
9時～17時(土・日曜日及び祝日を除く。)
(4) 受験案内交付場所
東京国税局又は最寄りの税務署若しくは人事院各地方事務局(所)
(注)人事院ホームページからもダウンロードすることができます。
[<http://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.htm>]
- ◇**試験日** 第1次試験 平成30年9月2日(日)
第2次試験 平成30年10月10日(水)～平成30年10月19日(金)
のうち指定された日時

(注)詳細については、お気軽に練馬西税務署
総務課 武田(Tel.03-3867-9711 内線202)までお尋ねください。



税務署長 練馬西法人会さんは租税教室一つを取っても、青年部の方々が活躍されていますよね。
高橋会長 会が活性化するのは、若い人達が、色々な希望を持って活躍出来る場があつて育つていくものだと思います。私も青年部時代は、これもやりたいあれもやりたいというのがありました。それをいかに我々親会が伸ばしてあげられるか、叶えてあげるか、ということが大きな役目だと思っていますね。

お互いに迷惑をかけ合おう

荒井広報委員長 職員の方々に色々訓示される事もあるかと思うのですが、どんなことをお話されますか？

税務署長 非常に内部的な事になるのですが、『お互いに迷惑をかけ合おう』という事を言っています。どういう事かと言うと、風通しを良くしてお互いに意志疎通だとか、誰が何をやっているのか、お互いに分かり合い協力し合う事と理解いただければと思います。例えば、何か急な事があつた時に、その人がいなくても組織として回る柔軟な協力関係、人間の輪を作っているかと思っております。

高橋会長 同感ですね。法人会の決定機関は理事会ですが、理事会に至るまでいくつかの会議がありまして、皆さんが色々発言していただけるようになりましてね。皆さんが色々お話をしていたら、色々な考えを出していただけて、色々な人の考え方を知るという事が大切だと思います。そういう意味では署長さんの言われる「総合力を作る」ということでは、さすがだなと思います。

税務署長 税務署との関係では、租税教室、税の研修、懇談会を通じて色々貢献していただいておりますが、これからどういうふうにやっていくかという様なことはありますか？
高橋会長 私は、署の皆さんと色々意見交換をさせていただきたいと思っています。そうした中

で、「税の普及」では各団体としては色々やっていますけれども、税務六団体として、総合力を生かしたことがあるのではないかと。また、「税を考える週間」については、もっと地域の人達に知らせる様な仕掛けと言いますか、「一日税務署長さん」などそれなりの方をお呼びしてみんなでやるとか、「トータルで、いつからいつまでこういう目的でやろう」という作戦が必要なのかと思います。



高橋会長 昔は、税務署の職員さんとソフトボールを和気藹々としがらみ抜きにやらせていただいた時代がありました。最近では、署の駐車場をお借りして、「献血運動」を実施していますが、職員の方が献血にご協力を頂いているのは、嬉しく思いますし、これからも違った交流が出来たら良いと思います。

荒井広報委員長 昨年、関町で小学生を対象にした「税金〇×クイズと映画鑑賞」というのがありましたよね。あの時に放映された映画に「税金が無くなる」という様な映画で、多くの子供が感銘を受けた、感動したと言っていましたね。

将来が楽しみな子供たち

高橋会長 確かに子供の頃の租税教室は大事です

ね。我々の年代は「税金を取られちゃった」という感覚ですけど、今の三十年代前半の子は、「税金を納める、納めたよ」という言い方ですね。租税教育を受けた世代かそうでないのかというのは大きな差がありますね。

税務署長 私が税務署に入ったのは昭和の終わり頃で、暫くして「マルサの女」で税が話題になっていましたけれど、職場に入るまで税に直面する事は無かったです。それが今や色々な形で租税教室を開いて、税金で国家が成り立って、その国が出来ていることを知らせていることが重要だと思っています。

高橋会長 私は、この日本の素晴らしさがあるのは、申告納税制度が確立されているからだと思います。署長は以前財務省におられて、申告納税制度が果たす経済的な役割というのはありますか？

税務署長 申告納税制度というのは、信頼されていない国は成長出来ないし、国民の生活も維持出来ないという側面があると思います。政府だけではなく、経済社会、それからお互いの国民に対して社会として信頼感を持つことが大事。その中で自分が一定の役割を果たして、そのおかげで生活をしているという意識が重要だと思っています。

この申告納税制度が機能しなくなったら、国なのか国民なのか社会なのか経済なのか、色々な見方がありますけれど、その基盤が危うくなるのではないかなと思います。そういう意味では、皆さんの活躍で保たれている日本というのは、少子高齢化等、課題もありますけれども、適切な申告納税制度を失わない限りはなんとかなる世代へ未来を繋げて行く事が出来るのではないかと思います。

高橋会長 私も同感です。署内に税の作文がちやうど掲示されていましたけれど、素晴らしい内容の作文を書ける子供達を見ると、将来、嬉しいですね。

荒井広報委員長 今日は色々参考になるお話をありがとうございました。

優秀な人材の確保・定着化の切札

従業員を大切にする経営者の皆さまのために
社外で安心の積立を



東法連 特定退職金共済制度



東法連特退共制度の5つの魅力

1. 従業員1人につき1口1,000円(月額)から30口まで加入できます。
2. 掛金は全額損金(又は必要経費)に算入できます。
3. 中小企業退職金共済制度(中退共)との重複加入が可能です。
4. 中小企業退職金共済制度(中退共)との被共済者単位での通算(受入と引渡し)も可能です。
5. 加入手続きは簡単です。

公益財団法人東法連特定退職金共済会とは

- 東京法人会連合会が母体となって昭和52年に設立されました。
- 所得税法施行令第73条に定める「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を得て事業を開始し、現在約5,400社の事業所に制度をご利用いただいております。
- 東京都知事の公益認定を受けて、平成24年10月に公益財団法人に移行しました。

○この制度は大同生命と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。
○このご案内は、平成27年7月時点の制度内容に基づき記載されており、制度内容は将来変更されることがあります。
○ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。

金C-27-9-S(平成27年7月31日)P6965

資料請求・お問い合わせは

TTK 公益財団法人東法連特定退職金共済会

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館内
TEL: 03-3357-1641 FAX: 03-3357-1642
http://www.tohoren-tokutaikyo.or.jp

◆◆◆着任のご挨拶◆◆◆



練馬都税務所所長
鈴木 秀章

新緑の候、皆様にはご清祥のこととお喜び申し上げます。

四月一日付の人事異動で練馬都税務所長に就任いたしました鈴木秀章でございます。

高橋会長をはじめ公益社団法人練馬西法人会の皆様には、日頃より租税教育の推進など東京都の税務行政にご理解とご協力を賜り、心から感謝を申し上げます。

私は練馬区での勤務は初めてとなりますが、前任者同様、皆様のご指導とご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

さて、都税におきましては、地方税電子申告 eLTAX の推進に取り組んでおります。昨年、練馬西法人会様では会報とともに eLTAX のチ

シを配布して頂き、感謝しております。

また、都税事務所では昨年新たに法人会様の税の絵はがきコンクールに参加させていただきました。税の文字をイラスト化した素敵なはがきに出会い、所長賞を授与することができましたのも法人会の皆様のおかげと感謝しております。

さらに、練馬西法人会会員様への固定資産税説明会も新たに実施させていただくことができました。

このように新たな取り組みが続くのは練馬西法人会のご支援によるものであり、重ねて感謝申し上げます。

結びにあたり、貴会の益々のご発展と会員の皆様のご健勝、事業のご繁栄を祈念いたしまして、挨拶とさせていただきます。

税理士会ニュース

今回は、三月二十八日に平成三十年度税制改正関連法案が国会にて可決成立した件についてお話ししたいと思います。

今回の改正では二十六年ぶりとなる「森林環境税」「国際観光旅客税」という二つの新税の導入や、法人税・所得税・たばこ税の見直し等多岐にわたります。今回の改正の中でも皆様に影響を及ぼすのは「給与所得控除・基礎控除の見直し」でしょう。

給与収入が一〇〇万円を超える所得者の場合、給与所得控除額が従来の二二〇万円から一律一九五万円となります。基礎控除につきましては現在の三八万円から四八万円に一律十万円引き上げられます。しかし、給与収入が二四〇〇万円を超えたと三二万円、給与収入が二五〇〇万円超では基礎控除は〇円となります。これらの両控除額の合計は六二万円(二五万円+三八万円)も減少することになります。参考までに最高税率適用者の納税額で計算しますと、年額で約三二万円の増税となります。

さらに前年に改正された配偶者控除四八万円(最高額)の削減も含めると二二万円の控除額の減少となり、年額で計算しますと約六二万円の増税となります。

今回の改正では給与収入が二四〇〇万円超の給与所得者が影響を最も大きく受けることになります。ただ一般の社員でこの金額を受け取るのはわずかであり大抵は経営者の方々だと思われる。となりますと配偶者や後継者(子息)も役員になっているケースが多いでしょう。であれば、親族の役員報酬の配分割合を見直し、各役員の報酬を一定範囲内に抑えることで、給与所得控除や基礎控除を有効に使えることとなります。ご検討ください。



渡辺 浩章 広報部長

企業訪問

社長さん
こんにちは

三井住友銀行 武蔵関支店



支店長
広澤 正美

関町北 2-27-15
電話 03-3929-1134

もう一度相談したいと思って頂ける
お店を目指して

武蔵関駅南口前に三井住友銀行武蔵関支店がございます。お陰さまでこの地で五十年以上皆様と共に歩んでくることができました。

三井住友銀行ではお客さまのライフステージに合わせたお金に関わる様々なご相談を承っております。特に多くのご相談を承るのはご結婚やご出産に伴う家計の見直し、お子様やお孫様の教育資金の準備の仕方、退職金のご運用、老後資金の備え、相続対策等です。ほとんどのご相談がお客さまの人生で初めて経験されることで



デジタル化でさらに便利に

第5支部

株式会社 MGC



代表取締役
竹島 美香子

西大泉 3-27-11
電話 03-5947-6661

笑顔と喜びを一緒に！旅のお手伝い

当社は現在旅行業、貸切バスをメイン事業とし、語学教室等も行っております。貸切バス事業を展開する為、車庫を練馬区に探したところ、西大泉にご縁を頂き今は本社の埼玉県より社員数を上回るようになりました。

モットーはお客様のご要望に最大限にお応えする事です。創業当初の二十年前からお客様のご要望にお応えしたい一心で、ゴルフ場の営業からスタートし旅行会社やバス会社と事業展開をしてきました。

最近ではオリンピックの影響で訪日外国人へのご案内や、日本で働く外国人も増えた事から日本語教室や英語教室なども始め、世界中の方々に喜ばれております。

一人でも多くの方が喜んで頂けるお手伝いをさせて頂く事でお客様のお声の一つ一つが会社の発展のヒントとなっております。



旅のお手伝いいたします!!

す。「こんなことを聞いたら恥ずかしい。」などとお考えにならず、どんなことでもご質問ください。お客様に精一杯お応えできるよう準備させていただきます。

また、三井住友銀行ではデジタル化の推進も進めております。

記入用紙に複数枚ご記入いただいていたお手続きについても、一部取引ではペーパーレス化となり、お客さまのご負担軽減に繋げることが出来ております。お客さまから『今までみたいに書類を沢山書かなくても良いので便利になったね。』とお声も頂戴しております。さらに、パソコンやスマホからネットバンキングをご利用いただく、来店しなくても簡単にお手続きができる取引が多くなりました。ご不明な点がございましたらいつでもお問い合わせください。

これから武蔵関支店はお客さまと一体となって、地域密着型の銀行を目指して参ります。引き続き宜しくお願いいたします。

第4支部

株式会社 オフィス秋田



秋田 丈人

関町北 5-16-32-206
電話 03-4291-5200

自らの足で皆様の元へ

はじめまして。(株) オフィス秋田の秋田丈人です。

平成二十八年八月に生命保険会社アフラックの専業代理店として創業致しました。

人との繋がりを大切に、練馬の地域の方々とコミュニティの場を広げ笑顔と喜びで溢れる毎日を一緒に過ごしていきたいと思っております。

情報収集に努め、安心安全な旅をご提供出来る様、日々精進して参りますので是非お声掛け頂けましたら幸いです。

皆様のお力になれる事がございましたら全力でお手伝いさせて頂きますのでスタッフ一同どうぞ宜しくお願い致します。

第5支部

ファイナンシャルプランナー



長島 良介

南大泉 2-34-8
電話 03-6317-1882

正しい情報で安心できる未来を

ファイナンシャルプランナーというお金のことについて詳しいお金の専門家というイメージをお持ちの方も多いのではないのでしょうか。もちろんお金にまつわる情報に詳しいことは確かですが、本当の役割とは、お客様がこれから先お金に困らない計画、将来像を描いていただくお手伝いをするのが目的なのです。

資産運用のご提案、保険の見直し、相続や、事業承継といった、将来の対策を必要とする皆様の未来にとってとても大きな出来事を先取りして、安心の未来を手に入れて

アフラックの保険商品である医療保険、がん保険、死亡保険、就労不能保険等の募集活動及びお客様への給付手続きをメイン事業としております。

私は平成二十八年四月まで約十七年間勤めた電機メーカーを退職し、二十三年間ほど東京、千葉を拠点にアフラックの個人代理店として活動してきた母と協力し、会社を立ち上げました。

昨今、事業承継問題は耳にする事も増えてきましたが、私自身二世としての覚悟を持ってこの世界に飛び込んで参りました。

保険の仕事を通じて感じた事は、お病気を経験された方がとても多い事、またご自身の保障の内容を覚えていらっしゃる方が多いという事でした。

少子高齢化、医療技術やIT技術の進歩等で環境は変わっていきませんが、私は今も将来も変わらず、どんな時でも自らの足で皆様の元へ積極的に伺い、ファイナンシャルプランナーとして、練馬西法人会の一員として、アフラックの保険で皆様をお守りしたいと思っております。

また地域のお役に立ち、根差していききたいの思いから、オフィス秋田のオリジナルチラシを作成し、素敵なお店の紹介などもさせて頂いておりますので、是非ご覧ください。

今後ともどうぞよろしくお願い致します。

いただくことです。

この練馬で活動を始めて、早いもので二十年となりました。この間たくさんさんの練馬のお客様と関わらせていただきました。これまで蓄積してきた、知識や経験もこの仕事をさせて頂いたばかりとなつてまいりました。これも全て長きにわたりおつきあいいただいているお客様のおかげだと感謝しております。

活動内容は、相続や事業承継のご相談や対策を税理士、司法書士、不動産の専門家等と協力し、都内各所での相談会の開催や、セミナーの開催を行い広く情報を提供しています。昨年は大手金融機関が社員を対象に全国で行う相続の研修の講師等を担当させて頂いていただいております。

お金の話は法律や、商品、制度が絡み複雑です。そして、それらには必ずメリットとデメリットがあります。しかし、多くの専門家と呼ばれる方、営業に関わる方々が知ってか知らずかそれらの両面を伝えられていないのが現状です。そのために相談者が大きな損失を被っている事実は決して少なくありません。こうした偏った情報や、誤った解釈からお客様を守るために、常に正しい情報を把握し、お客様の将来に貢献していきたいと考えています。



各地でセミナーも開催



給与所得者と税

給与やボーナスに対する所得税及び復興特別所得税

給与所得者の所得税及び復興特別所得税は、勤務先が毎月の給与やボーナスから源泉徴収し、その年最後に給与を支払う際に年末調整で精算します。

年末調整

1年間の給与総額に対する所得税及び復興特別所得税の額と毎月の給与から源泉徴収された所得税及び復興特別所得税の合計額は、次のような理由により、必ずしも一致しません。

- ① 子の結婚や就職などにより年の中で控除対象扶養親族の数が変わる場合があります。
- ② 生命保険料控除や配偶者特別控除などは年末に一度に控除することとなっています。

このため、その年の最後の給与の支払を受けるときに、過不足額の精算が行われます。これを「年末調整」といいます。大部分の給与所得者は、年末調整によって1年間の所得税及び復興特別所得税の納税が完了しますので、確定申告の必要はありません。

給与所得者の確定申告 給与所得者は、どのようなとき確定申告をするの？

給与所得者でも、確定申告をしなければならない場合や、確定申告をすると所得税及び復興特別所得税が還付される場合があります。

確定申告をしなければならない方

給与所得者でも、次のような方は確定申告をしなければなりません。

- ① 給与の収入金額が2,000万円を超える方
- ② 給与所得や退職所得以外の所得金額(収入金額から必要経費を控除した後の金額)の合計額が20万円を超える方
- ③ 2か所以上から給与の支払を受けている方 など

確定申告をすると所得税及び復興特別所得税が還付される場合

確定申告をする義務のない方でも、次のような場合は、確定申告をすると源泉徴収された所得税及び復興特別所得税が還付されることがあります。

- ① マイホームを住宅ローンなどで取得した場合 など
- ② 多額の医療費を支払った場合 など
- ③ 災害や盗難にあった場合
- ④ 年途中で退職し、再就職していない場合
- ⑤ 給与所得者の特定支出控除の特例の適用を受ける場合 など

給与所得者の特定支出控除

● 給与所得者の特定支出控除の特例は、その年中の特定支出の額の合計額が給与所得控除額の2分の1を超える場合に、確定申告により、その超える部分の金額を給与所得控除後の給与等の金額から控除できる制度です。

● 特定支出とは、①通勤費、②転居費(転任に伴うもの)、③研修費、④資格取得費(人の資格を取得するための費用)、⑤帰宅旅費(単身赴任に伴うもの)、⑥勤務必要経費(図書費・衣服費・交際費等)のうち一定の要件を満たすものをいいます。

注：⑥勤務必要経費は、65万円が上限となります。

控除を受けるための手続 この控除の適用を受けるためには、確定申告書等にその適用を受ける旨及び特定支出の額の合計金額を記載するとともに、給与等の支払者の証明書や特定支出の金額を証する書類などが必要となります。

源泉徴収票(例)

平成28年分 給与所得の源泉徴収票			
給与支払者 株式会社 〇〇	給与支払先 〇〇株式会社	給与支払額 5,000,000	源泉徴収された所得税及び復興特別所得税の額 63,300
給与所得者の氏名 〇〇 〇〇	給与所得者の住所 〒〇〇〇〇 〇〇市 〇〇区 〇〇丁目 〇〇番 〇〇号	給与所得者の所得控除後の金額 3,460,000	源泉徴収された所得税及び復興特別所得税の額 63,300
給与所得者の所得控除額 (配偶者控除や社会保険料控除などの控除の合計額)	源泉徴収された所得税及び復興特別所得税の額	源泉徴収された所得税及び復興特別所得税の額	源泉徴収された所得税及び復興特別所得税の額
源泉徴収された所得税及び復興特別所得税の額	源泉徴収された所得税及び復興特別所得税の額	源泉徴収された所得税及び復興特別所得税の額	源泉徴収された所得税及び復興特別所得税の額

国税庁「暮らしの税情報」参照 詳しくは、国税庁ホームページ www.nta.go.jp

新企画 高橋家の暮らしと税

その1 サラリーマンの住宅ローン控除



全国女性フォーラム(山梨大会)



参加者：金山仁子(中央)、小島玲子(右)、本橋世紀子(左)
日時 30年4月12日(木)
場所 アイメッセ山梨

青年部会 報告会



日時 30年4月16日(月)
場所 OZバンケットホール
人数 41名

小松部会長

女性部会 報告会



池田副署長

日時 30年4月18日(水)
場所 勤労福祉会館
人数 32名

井口副会長

詳しい情報はホームページをご覧ください。
www.nerimanishi-houjinkai.or.jp

練馬西法人会

検索

租税教室(青年部)



今年度の実施校は21校でした。今後も税金の必要性をわかり易く伝えて行きます。

2支部 バス研修



ビール工場前で集合写真

工場内の様子

日時 30年3月6日(火)
場所 キリンビール工場・那珂湊
めんたいパーク
人数 32名

6支部 バス研修



ヤクルト富士裾野工場

三嶋大社

日時 30年3月19日(月)
場所 ヤクルト富士裾野工場
三嶋大社
人数 28名

署へ花鉢寄贈



平川署長(右) 池田副署長(左)
高橋会長(左) 小松青年部会長(右)

日時 30年2月9日(金)
場所 練馬西税務署

3・4支部合同意見交換会



日時 30年2月9日(金)
場所 Yume Mirai Cafe
人数 32名

池田副署長

3支部 ラウンドテーブル



日時 30年2月22日(木)
場所 Yume Mirai Cafe
人数 18名

詳しい情報はホームページをご覧ください。
www.nerimanishi-houjinkai.or.jp

練馬西法人会

検索

女性部会新春研修会



日時 30年1月31日(水)
場所 勤労者福祉会館
人数 37名

池田副署長の講演



源泉部会 閉講式



講師の花房上席調査官

村上第一統括官の講演

日時 30年2月2日(金)
場所 勤労者福祉会館
人数 21名

7支部 会員税務研修会



日時 30年2月8日(木)
場所 大泉町4丁目地域集会所
人数 67名

練馬区大江戸線延伸推進課中沢課長

お知らせ

第七回 通常総会開催のご案内

会員各位には、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、本会の第七回通常総会及び会員相互の親睦を深めるための懇談会を左記により開催いたします。

ご多用中のことは存じますが、万障お繰り合わせのうえ、ご出席を賜りたくご案内申し上げます。なお、議案等の内容については、練馬西法人会のホームページに五月十四日(月)頃掲載いたしますのでご活用ください。

一、日時 平成三十年六月十四日(木) 午後四時
一、場所 練馬区立勤労福祉会館
東大泉五ー四十一三十六
☎三九二三一五五一

●議案

- ① 平成二十九年度事業報告承認の件
- ② 平成二十九年度決算報告承認の件
- ③ 監事の追加選任の件
- 報告事項
- ① 平成三十年度事業計画
- ② 平成三十年度収支予算

一、懇談会 午後五時三十分から(予定)
※懇談会費 四、〇〇〇円は、当日徴収します。
なお、六月十一日(月)以降のキャンセルは、会費をいただきます。

まだ「委任状」未提出の方は急ぎ、ご投函ください
さいますようお願い申し上げます。

2018年6月・7月生活習慣病検診日程

- 日付 平成30年6月27日(水)
会場 JA東京あおば農協大泉支店
- 日付 平成30年6月28日(木)
会場 石神井庁舎
- 日付 平成30年7月4日(水)
会場 JA東京あおば農協大泉支店
- 日付 平成30年7月10日(火)
会場 石神井庁舎

※詳細は、後日案内させていただきます。



平成30年度 決算法人説明会及び新設法人説明会

■決算法人説明会

- 平成30年6月29日(金)
- 平成30年8月30日(木)
- 平成30年9月26日(水)
- 平成30年10月24日(水)
- 平成30年11月26日(月)
- 時間：午後1時30分～午後4時
- 会場：練馬西税務署2階大会議室

■新設法人説明会

- 平成30年8月29日(水)
- 平成30年11月28日(水)
- 時間：午後1時30分～午後4時
- 場所：(公社)練馬西法人会事務局

※詳細は、後日案内させていただきます。

源泉部会 報告会



浅井部会長

日時 30年4月23日(月)
場所 勤労福祉会館
人数 23名

高橋会長

税制改正勉強会



川名税理士(税理士会練馬西支部)

日時 30年4月19日(木)
場所 法人会事務局会議室
人数 17名

～全法連・東法連関係～

全法連・東法連に参加してきました。

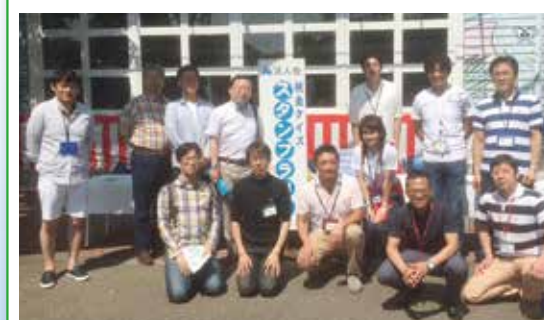
- 平成30年2月14日(水)
全法連税制セミナー 5名参加
- 平成30年2月19日(月)
東法連青連協四ブロック部会長役員会議
青年部 2名参加
- 平成30年3月2日(金)
全法連事務局セミナー 事務局 2名参加
- 平成30年3月5日(月)
東法連税制講演会 6名参加
- 平成30年3月12日(月)
東法連女連協全体連絡会議 5名参加
- 平成30年3月16日(金)
東法連青連協ボウリング大会青年部
5名参加

照姫まつり



日時 30年4月22日(日)
場所 石神井公園 けやき広場
人数 お手伝い35名

青連協4ブロック租税教育 としまえん



日時 30年4月22日(日)
場所 としまえん
人数 青年部会11名

詳しい情報はホームページをご覧ください。
www.nerimanishi-houjinkai.or.jp

練馬西法人会 検索

第 110 号

発行日
平成30年5月20日

発行所 公益社団法人
練馬西法人会
東京都練馬区東大泉6-47-15
電話 03(3923)7272
FAX 03(3923)7285
eメール nerimani@a1.mbn.or.jp
<http://www.nerimanishi-houjinkai.or.jp>
発行責任者 高橋 利充
編集責任者 荒井 秋海



本誌は、環境にやさしい再生紙・大豆油
インクを使用しております。

編集後記

今回いずみ一〇号の発行にあたり後述させて戴きます。

幾つかの会合・集会・研修会等に参加する機会があり行って見て感じました事はどの業界でも広報の重要性に気付かれます。

広報のあるべき姿を委員会の皆さんと討議、斬新なインパクトのあるものはないものか、追及しているところです。

愛読して頂いている会員の提言などアドバイスを頂くことも一案かとも思います。

今回の広報いずみは少々前進した掲載内容になったかなとも思います。

これからのいずみにもご期待ください。

広報委員長 荒井秋海

公益事業委員会
使用済み切手・インクカートリッジ
収集事業報告

ジョイセフより頂いたお礼状



寄贈品目：日本使用済み切手 8500g
使用済みインクカートリッジ 19800g
この度は、ジョイセフの収集ボランティアにご協力を賜り、誠にありがとうございます。

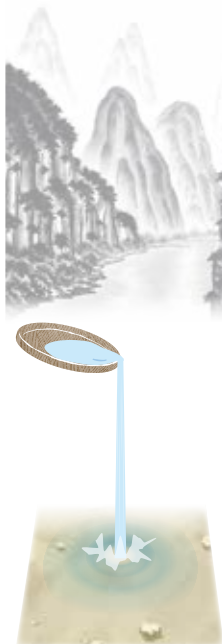
故事成語

「覆水盆に返らず」

拾遺記によると、周の時代呂尚（太公望）は若いころ、馬氏の娘を娶ったが、毎日毎日読書ばかりに耽つていたので、妻の馬氏は夫（太公望）に愛想をつかして、離婚して実家に帰ってしまった。後に太公望が西伯（周の文王）の知遇を受けて齊（山東省北部）に封ぜられる（取立てられる）と、かつての妻馬氏がやってきて復縁を求めた。すると太公望はお盆に盛った水を土の上にあけ、馬氏に「その水をすくえ」と言った。しかし馬氏の救ったものは泥だらけで、水はすくえなかった。そこで太公望が「覆水盆に返らず」と言った。そのことから、一度零れた水は元の器に返すことはできないということで、いったん別れた夫婦はもはや元通りにはならないということ。また、一旦してしまったことは取り返しがつかないという意味です。

最近の大企業の不祥事をみると牛肉の偽装事件、データの改ざん、無資格従業員の完成検査と企業の信用を大きく傷つけました。また、東芝の不正会計問題は優良製品「東芝メモリ」の2兆円売却と「信用の失墜」は上場廃止回避のために「増資」を行うという。技術は一流だが経営は三流とまで言われる「東芝」が、無くした「信用」を技術でカバーするには、長い年月を要する。不祥事は素直に認め、誠心誠意で対応しましょう。

広報委員長 荒井秋海



東法連女性部会全体連絡会議に参加

「小池百合子東京都知事より表彰授与」

平成二十九年女性部会全体連絡会議が三月十二日（月）新宿京王プラザホテルにて開催されました。練馬西法人会から金山部会長、森田、本橋、小松、小島が参加しました。

東法連女性連絡協議会による「税に関する絵はがきコンクール」の表彰式が行われました。選考基準（四十八点）として

一・「税」について
税を正しく認識した絵の内容・文言・標語になっているか

二・「絵」について

・学年の発達・表現への関心、意欲
・発想、構想・創造的技能

専門家、国税局、東京都主税局、東法連役員相談役、顧問により八名が厳選されました。

練馬西法人会から「兵藤杏都」さんが見事全法連女性協会長賞に選ばれました。「色彩がきれい、こまかい描写、巧みな表現」との評価でした。おめでとうございます。

今回から東京都知事賞が設けられ、また参加者本人に直接渡されることになり第一回目として小池百合子都知事から表彰状と副賞が渡されました。本人はもとより参加されたご家族のおよろこびは感慨深いものがあり感激の様子でした。「絵はがきコンクール」を通してこれからも税の意義、大切さを子供達に知ってもらえるよう女性部はより一層努力をしたいと思いますので皆さんのご協力をお願いします。（小島 玲子）



表彰式の様子



受賞された兵藤さんと女性部会の皆さん

●表紙の人

銘菓セビルのローレライ（洋菓子店） 谷川範子さん

Q 毎日お仕事をされている上での手応えや楽しさについて

A やはり地域密着型の店なので、直接お客様から「おいしかったよ」といった声をじかにいただけるのは、すごくやりがいにつながっています。

Q どのような気持ちを持って取り組まれているか
A 私達は毎日数多くのお菓子を作っていますが、購入していただくお客様にとっては常にその一個のお菓子となるので、妥協しないで、緊張感を持って取り組んでいます。

Q 他の業種では体験できない様な出来事は

A 以前、あるお客様のお祖母さんの八十八歳の誕生日用に、花束みたいなケーキを作ってほしいとご依頼をいただいた際は、ご家族の方々もとても喜んでくださいました。差し上げる方の気持ちを伝えるお手伝いが出るという事は、嬉しいです。

Q 将来的な展望について

A 皆様にもっともっと愛していただけるような、変わらない部分も新しい物もあるお店にしていきたいです。昔から通っていたいているお客様方もいらつしゃって、ある時は、お子さんを連れただお客様が、「お父さんは自分が小さかった時に、誕生日にこれを食べたんだよ」と。自分のお子さんにも、その同じケーキを食べさせたいと仰っていただけ、そういう部分は変えたくないですし、でも、「あ、前来た時よりも新しい商品が増えたんだね」とも思っていたきたいです。そういう所のバランスを取りながらやっていきたいですね。

